

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（（玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更【3】）」

2. 日時：令和4年5月26日 15時00分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、西内安全審査官、大塚安全審査官、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力部長◎ 他8名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物の変更に伴う変更」
- ・資料2 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料〔蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更〕
- ・資料3 玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請に係るヒアリング、
0:00:07	SG保管庫の共用化等に係るものですね、のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。それでは九州電力の方から資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:21	はい、九州電力の佐野です。
0:00:24	本日は、確認事項資料No. 3 確認事項リストをもとに、まず、
0:00:30	確認内容と回答の概要を説明させていただきまして、資料ナンバー2の方では詳細に回答内容をご説明させていただきたいと思います。
0:00:41	まず資料ナンバー3の、
0:00:43	ナンバー7、こちらからご説明させていただきたいと思います。
0:00:50	九州電力の青木です。
0:00:53	それでは、資料3、確認事項のリストナンバー7から、
0:00:59	説明させていただきます。
0:01:02	確認内容につきましては、運搬時の一時的な管理区域の設定につきまして、保安規定上の位置付け、
0:01:11	説明をすることといった、の趣旨でございました。
0:01:15	で、回答といたしましては、運搬時の一時的な管理区域の設定につきまして、保安規定第1編の103条の2、
0:01:25	の第5項、
0:01:28	を適用いたしまして半挿入に、
0:01:31	必要な箇所でございます原子炉周辺建屋、
0:01:36	と、の管理区域境界部、
0:01:39	蒸気発生量観光の管理区域境界分として、これら二つの建屋間の運搬予定ルートに対しまして、設定をする予定でございます。
0:01:53	取り、また取りかえ、取り外しました原子炉容器上部スターの原子炉下部からの搬出、
0:02:02	そして運搬、蒸気発生量完工までの搬入につきましては、作業としては、数字程度、
0:02:13	要する古藤。
0:02:15	ございますので一時的な管理区域の設定としましては、短期間のものとなります。
0:02:37	規制庁の西内ですけど。
0:02:40	No.7の回答は以上ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	詳細な説明につきまして審査資料補足。
0:02:52	九州電力の青木です。
0:02:55	関連資料といたしまして、補足説明資料の4番、
0:03:00	をお願いいたします。
0:03:05	通しで申し上げますと、50ページでございます。
0:03:18	資料の方よろしいでしょうか。はい。こちら手元にも準備できてますのでもう適時続けていただいて結構です。
0:03:27	九州電力の青木です。承知いたしました。
0:03:32	通し番号50ページの3ポツ、蒸気発生器保管庫までの運搬方法及び運搬予定ルートについてという、
0:03:41	ところ。
0:03:43	をお願いいたします。
0:03:47	前回のヒアリング資料から2段落目を追加させていただいております、当業務負担の運搬に関わる管理区域の設定につきましては、
0:03:57	原子炉格納容器CVからの
0:04:02	搬出作業におよそ1.5日程度、
0:04:05	そして半数の後の蒸気発生器保管庫、
0:04:09	への運搬におよそ0.5日程度、所要
0:04:17	きまして、短期間の作業でございますので、運搬ルートに対しましては一時的な管理区域を設定いたします。
0:04:28	一時的な管理区域の設定につきましては、この本規定の
0:04:34	第1編の103条の2の第5項を適用しまして、暗室に必要な箇所、
0:04:42	先ほど申し上げました、原子炉周辺建屋管理区域の境界部と蒸気圧力観光の管理区域の境界部、
0:04:52	そして原子炉周辺建屋と、蒸気発生量観光の間の運搬の予定のルートに対しまして設定をすることとしてございます。
0:05:03	管理区域の設定範囲と、設定期間については今後詳細に検討を進めて参ります。
0:05:11	以上でございます。
0:05:15	はい。規制庁西内です。了解しました何か本件で規制庁側から確認ありますか。
0:05:21	よろしいですかね。はい。ちょっと本件はまたうちの中でも確認をしてみた何かあれば今後のヒアリングで再度確認をさせていただければと思いますじゃ次の説明事項お願いします。
0:05:37	九州電力の青木です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:39	それでは③の確認事項リストをナンバー8番、お願いいたします。
0:05:46	確認内容といたしまして、取りかえ対象、
0:05:50	と、取りかえ対象とそうでないものの名明記をするようにということでございました。
0:05:59	回答といたしましては、
0:06:05	資料、
0:06:09	審査資料の
0:06:14	②の資料の投資、51ページをお願いいたします。
0:06:28	はい。図1で取りかえ範囲について説明をする図でございます。
0:06:34	学校へ、左側の括弧の原子炉容器の全体の構成をわかるようにし、
0:06:44	した図をつけてございまして、こちらの中で、今回の取りかえを行います。原子炉容器上部スター制御棒クラスタ駆動装置、
0:06:55	こちらに設置をする現場で設置をされているものでございます。
0:07:01	で、赤枠で囲ってある部分が、今回の取りかえ対象となっております。
0:07:08	で、その詳細な図が、真ん中の括弧Bの取替対象範囲の図でございます。
0:07:16	こちらに示しております原子力上部ふたと制御棒クラスタ駆動装置、
0:07:21	につきまして取りかえを実施いたします。
0:07:25	説明は以上でございます。
0:07:30	はい規制庁西内です。
0:07:33	確認資料3の確認事項のナンバー9とNo.10もう関係性深いのでここまとめて説明してもらってもいいですか。
0:07:44	九州電力の青木です。承知いたしました。
0:07:47	続けてナンバー③の確認事項ナンバー9につきまして、付託構造物につきまして、
0:07:57	まず1、先ほどの
0:08:01	資料2の50ページ51ページの図1の、
0:08:07	右側の括弧C、
0:08:09	の宇津でございます。
0:08:11	こちらに付帯耐火構造物を取り付けをした状態の図をつけてございます。
0:08:21	役割といたしましては、
0:08:25	制御棒、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:27	制御棒クラスタ、制御棒駆動装置、制御棒クラスタ駆動装置に対しまして冷却のための空気の流路を構成するための
0:08:39	構成部材でございまして、開口部、
0:08:46	大体高構造物の開口部より、空気を取り込みまして、藤常務の方についております。
0:08:55	ダクトを介して、原子炉容器冷却ファンに、
0:09:01	つぎ込み
0:09:02	形で空気を流す。
0:09:05	機構になってございます。
0:09:08	説明は以上でございます。
0:09:12	九州電力佐野です。続いて、No.10の方なんですけども、こちら、
0:09:18	現在補正申請している保安規定において原子炉容器上部ふた等、
0:09:23	OS定格に保管するといった記載になっている件について、いろいろ文書ではどのように扱っているのかといった、
0:09:30	確認事項。
0:09:31	ありましたが、
0:09:32	申請時の考え方としては、
0:09:38	あと月申請時の考え方として、いたしまして設置許可において、
0:09:43	資料3に書いてあります通り、1号炉2号炉及び3号炉の原子炉容器上部ふたの取りかえに伴い取り外した原子炉容器上部ふた3機等は、正の拡大防止対策を講じるとともに、発電所の蒸気発生器を観光に貯蔵保管する。
0:09:57	こちらの記載を引用しまして、
0:09:59	申請所、申請させていただきました。
0:10:03	ただその後の扱い等を確認しまして、
0:10:06	コウニントウでコウニントウにおきましては、
0:10:10	こちらの原子炉容器上部ふたis辻を観光に保管する原子炉容器上部負担っているのは、
0:10:17	原子炉容器容器上部ふたのみであることを、
0:10:21	確認しましたので、記載については、今後検討したいというふうを考えております。
0:10:27	南部中についても、以上となります。
0:10:33	はい。規制庁西内です。
0:10:36	ここまでで何か規制庁側からありますか。
0:10:45	成長オオツカです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:47	保安規定の比較表の表。
0:10:52	方を見ていただきたいんですけども、
0:10:54	第 2 編の 29 条の 2 第 3 項(1)なんですけど、
0:11:02	こちらの 2 行目、
0:11:04	2、
0:11:05	原子炉容器上部ふた。
0:11:07	及び道内構造物等の保管状況を確認するためについて
0:11:13	記載があるんですけども、
0:11:15	原子炉容器上部ふたには、現状、
0:11:18	ゴトウがついて、
0:11:20	おりませんが、ところも頭をつけないままで良いのか、他との並びをとって確認。
0:11:32	九州電力さんで少々お待ちください。
0:11:40	佐瀬先ほどご指摘いただいたのは申請書の話でよろしかったでしょうか。
0:11:46	申請書です。
0:11:49	規制庁大塚です。今回変更後のものを見ると、他のところにはですね、コメントにもあった通り、
0:11:57	原子炉容器上部ふた等っていうふうに頭がついてるんですけども、
0:12:01	変更後の記載で、頭がついてないところが 1ヶ所ありまして、
0:12:07	それが先ほど、
0:12:09	説明した第 2 編の、
0:12:12	29 条の 2、
0:12:13	第 3 項、(1)。
0:12:16	のところの 2 行目。
0:12:19	原子炉容器上部ふた。
0:12:21	及び炉内構造物等、
0:12:24	という記載があるんですけど、ここでは、現象容器上部負担に頭がついてないんですが、
0:12:31	ここも含めて、等をつけるのかつけないのか、整理してください。
0:12:43	九州電力佐野でございます。コメントの趣旨、ご理解、理解しましたので、すぐ、記載の整合を図るように修正したいと思います。
0:12:54	はい。規制庁西内ですけど他にここまで何かありますか。よろしいですか。
0:12:59	はい。保管対象物を明確にして、ちゃんと保安規定上で整合性をとって

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:04	整理してくださいというだけの話ですので、丹、今後しっかり整理して説明をしていただければと思います。じゃあ次の説明事項続けてお願いします。で、説明にあたって、
0:13:15	では関連性が深ければ何か他のコメントと合わせてやっても結構ですのでそこら辺は柔軟に説明していただければと思います。
0:13:27	はい。九州電力のサノです承知いたしました。
0:13:30	続きまして、確認事項ナンバー11と12、こちら関係性が深いので、求めて、
0:13:37	ご回答させていただきたいと思います。
0:13:41	これ、確認事項11と12につきましては、
0:13:45	まずは、
0:13:47	今回の申請、
0:13:49	えーとですね、保安規定の条文等、
0:13:52	申請の処理フロー。
0:13:54	というのが、
0:13:55	どのように関連するのかっていうのを明確にする。
0:13:59	ていうのと、もう一つは
0:14:02	変更前後でどのように、
0:14:06	廃棄物の管理の流れってというのが変更になるのか。
0:14:11	こちらについてご回答させていただきます。
0:14:15	資料資料2の方お願い。資料3の資料2の方をお願いいたします。資料2の、
0:14:24	58ページをお願いします。
0:14:30	紙の2-58ページ、こちらで、
0:14:33	まず
0:14:35	2ポツ1になるんですけども、放射性固体廃棄物の管理に関わる保安規定の規定内容概要ということで、
0:14:43	保安規定の第1編の98条の2第2編の29条の2、こちらが放射性固体廃棄物の管理の道具になっておりますが、こちらの1項から11項で、
0:14:54	どのように廃棄物が発生した際に処理をして、
0:14:57	保管をして、所外運搬するのか。
0:15:00	いうのをどこでどのようにし、同項で定まっているのかっていったものの概略概要を示しております。
0:15:07	続きまして、59ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:16	59 ページの方で、まず玄海 34 号で発生した廃棄物の、
0:15:21	処理のフローを記載させていただいております。
0:15:25	上側が申請前、下側が申請後の処理フローとなっております。
0:15:31	上側で
0:15:34	左側の 345 廃棄物ドラム缶の絵で、①処理というふうに書かせていただいているんですけどもこの①であったり、右側の③、こちらが、
0:15:43	前ページの 2 ポツ 1 の、
0:15:47	先ほど、第 1 編の 98-2 の概要の絵の丸の数字とリンクしております。こちらで
0:15:55	廃棄物処理フローで、
0:15:57	ところある遠地に記載の内容というのが、
0:16:02	本規定のどこに該当するのかっていったものを示させていただいております。
0:16:08	申請前の原価 34 号における申請前の処理フローですが、最後まで廃棄物が発生した後は、また廃棄物方向に運搬、
0:16:17	そのあとは所外に運搬で必要に応じて、そうですね
0:16:22	町内の他の場所にあるハタ廃棄物を区に運搬。
0:16:26	して所外に運搬するといった、
0:16:28	フローがあったのですが、そちらに、今回の申請においては、原子炉容器上部ふた取替に伴い、ドイヤス
0:16:37	ドイが発生した道具スタイルをとりかけ蒸気発生器に保管するため、
0:16:42	下側の申請後の処理フローをご確認いただきたいんですけども、赤字で記載してあります通り、
0:16:48	浅井 4 号で発生した、
0:16:51	原子力常務スターをこの 3 号で発生した原子炉容器上部ふたを SG 保管庫に運搬し保管して、保管状況の確認を行って、
0:17:00	そういったフローを追加しております。
0:17:03	こちら※2 で振らせていただいているんですけども、SG 補完、
0:17:08	ここに保管された、原子炉容器上部ふたは、
0:17:11	他の
0:17:13	発電所の敷地外の話のみですので、
0:17:17	何ですかね、下側に行く、所内の別の場所に行くといったフローはありません。
0:17:24	続きまして、P60 ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:31	こちらが玄海 12 号では、廃棄物が発生した場合の処理フローとなっております、
0:17:36	基本的には 34 号のものと同じになります。
0:17:40	こちらにつきまして変更になるところといたしまして、
0:17:46	SGを観光の廃棄物の管理っていったものが、
0:17:51	34 号炉の課長が管理するようになりますので、そういった点で廃棄物全体の管理というものを見直しておりますので、
0:18:02	変更後の処理フローの赤字の部分を確認して、
0:18:06	ご確認いただきたいんですけども。
0:18:08	藤オダ廃棄物貯蔵庫から所外に運搬される際は、
0:18:13	12 号炉の課長であったものが、34 号炉の課長が、
0:18:18	運搬をする、記録の作成等をするといったものが追加。
0:18:22	から変更になっております。また、オダ廃棄物貯蔵鋼管の運搬といったもの、こちらについても、
0:18:30	34 号炉のカウが行うものに変更となっております。
0:18:38	コメントNo.1112 については以上となります。
0:18:48	はい。規制庁西内です本件、ここまでで何か規制庁側からありますか。
0:19:00	原子炉規制庁の畠山です。
0:19:02	新、今回提示いただいております資料の、ちょっと基づいてちょっと確認をしたいと思うのですが、58 ページの方をちょっとお開きをお願いします。
0:19:17	まず、今回、
0:19:19	縫製廃棄物の発生から保管、運搬までのフローを作成いただいたかと思えますけども、その抽出のところで、
0:19:29	第 1 編 98 条の 2 の概要として、関係するものが、
0:19:34	①から⑥まで挙げられているかと思えますんで、このうちの③についてまず確認をしたいと思っております。
0:19:44	今回、
0:19:47	先ほどの、
0:19:49	話、
0:19:51	管理、
0:19:52	陸域、
0:19:53	一次設定の話を、
0:19:55	コメントNo. 7 のところでお話いただいたかと思えますが、
0:20:00	そちらの説明でいうと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:04	今回 50 ページですかね、50 ページで書かれているところだと、一時的な管理区域を設定して、運搬を行いますという説明が、
0:20:13	なされていたかなと思いますが、
0:20:15	この 58 ページ、
0:20:17	に行くと、
0:20:19	③番だと第 5 項で、管理区域外への方では固体廃棄物の運搬に関する事項をちょっとまず掲げられていて、
0:20:28	この 98 条の 2 で挙げられているこの管理区域外というものが、ちょっと何を指すのかということをちょっと確認をしたいと思ってます。
0:20:37	この間に空気が、
0:20:39	は一時的な管理区域の設定。
0:20:42	てした範囲も含むのかどうか、ちょっとまず、保安規定の考え方をご説明いただければと思います。
0:20:52	九州電力さんでちょっとお待ちください。
0:21:39	九州電力のイデバタです。
0:21:42	説明させていただきます。
0:21:45	右下通しページで 58 ページ。
0:21:48	98 条の 2 の、
0:21:51	オオノ、発電所外運搬の、
0:21:55	③の件についてですけれども、
0:21:59	こちら管理区域外の
0:22:02	発電所内の、
0:22:03	事業所運搬の話をしておりまして、
0:22:08	国以降ナンバー 7 の 1 時管理区域の設定。
0:22:12	の、
0:22:13	お話のところでは管理区域が、
0:22:21	原子炉周辺建屋から、
0:22:23	蒸気発生器保管庫まで、
0:22:27	継続して続く。
0:22:28	管理区域がそのまま続きますので、
0:22:32	発電所内運搬、
0:22:34	事業所内運搬とはまた別の考えとなります。
0:22:39	説明は以上です。
0:22:43	規制庁の崎山です。まず、考え方は違うということで承知しましたが、そうすると保安規定でいうと、この 98 条の 2 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:54	第何項に基づいて運搬をされるということが御説明のほどお願いします。
0:23:07	少々お待ちください。
0:24:12	江藤駅事務局の前山と申しますよろしくお願ひいたします。ちょっとお答えになってるんになってないかもしれませんが、98条の2は、
0:24:22	運搬の話をしておりまして、管理区域の外に出す場合の運搬の話をしておりますイメージとしましては、ゼリー廃棄物とかドラム缶等、そういったものを運搬をイメージしたものでございます。
0:24:37	今回
0:24:40	ラフターについては、線量も高いのもありますので、その管理区域の外に出す、出さずに運搬をしたいというところで、一時的な管理区域を、
0:24:50	設定して管理区域を広げまして管理区域の中で移動させると、そういった整理になってございます。ですので、管理区域の中の移動という意味ではあまり明記したところはない。日常的な
0:25:04	作業の中でも、イドはありますので、管理区域の中の作業という位置付けになろうかと思ひます。ご説明以上です。
0:25:17	原子力規制庁の堀田。
0:25:19	一応規制庁のハタケヤマです。管理区域内の移動に関して今ご説明を聞く限りだと保安規定に基づくものがないとおっしゃっていたように聞こえたんですけども、
0:25:36	確認、ちょっと具体的に申し上げますと、98条の2の第7項というものは該当しないという整理なのか、ちょっとこの7行はどういう整理なのか、ちょっとお聞かせいただけますか。
0:25:54	少々お待ちください。
0:26:56	お待たせいたしました。97マエヤマです。衛藤。眼7行は、一つは
0:27:04	作業主幹から移動させるものに対して、確認をするという行為ですので、広く言うと、そういうことなんですけども、
0:27:16	この7行で移動させるというより川中をその移動させる場合は、ちゃんと確認はしましょうねというような内容になってますんで、もう明確に
0:27:27	管理区域内に移動についてどう記載しているかというのはちょっと確認をさせていただきます。
0:27:34	いいですか。
0:27:48	規制庁ニシウチです。少々お待ちいただいてもいいですか。
0:27:54	衛藤規制庁ニシウチです。
0:27:57	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:03	規制庁衛藤今の件ですけど、まずちょっとしっかり、どの条文がどこに該当するのかを含めて確認の上で、審査資料のフロー図で、ちょっと今少なくとも
0:28:17	③の運搬の部分が何かここなのかどうかという部分がちょっと確認がお互い多分しきれてない部分だと思うのでまずしっかりそちらの方で確認して正しい情報を記載するようにお願いしてもいいですか。
0:28:32	九州電力佐野です。もう一度フローの方を見直しまして通常刊行時はどうであるのかといったものを記載させていただきたいと思います。以上です。
0:28:48	原子炉規制庁の畠山です。ちょっと続けて別の質問をさせていただきます。
0:28:54	今回いただいております、申請前申請後の処理フローについて確認でございます。
0:29:01	衛藤。
0:29:02	まず、
0:29:03	資料のナンバー3のところの、
0:29:07	コメントNo. 12 番のところで、
0:29:11	前回コメントした内容として
0:29:14	今回の申請の内容について変更前後が比較できる資料に、ちょっと見直しをお願いする、した形になってるかと思えます。
0:29:24	その趣旨がフクマ、今回、資料中、ちょっと確認をさせていただいているところと言うと、
0:29:32	59 ページのマル。
0:29:34	市の処理というところで、
0:29:37	今回、加来課長が、
0:29:41	処理をしますということが書かれているかと思えます。
0:29:44	で、この各課長というのは、私が見ている限りだと、今回、まさに追加があった部分なのかなと思っておりまして、
0:29:56	その意味では、その変更前後が比較できる資料にはちょっとないのかなと思うのですが、
0:30:02	この各課長というのは、今回、
0:30:06	申請前では、
0:30:08	南野課長と南野課長で今回どのようになっているのか、ちょっとここをご説明いただけますか、変更があるかどうかも含めてお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:21	九州電力佐野でございます。まず先に結論から言うと、変更はあっております。で、ただここで加来課長と記載させていただきましたのは、
0:30:31	この規定の第 98 条の 2 の、
0:30:33	1 項の、サイショの手法というのが各課長というふうになっておりましたのでちょっと各課どうぞしておりますで、
0:30:40	そこについては変更前後で、その変更がないので、
0:30:44	黒字のままとさせていただいております加来課長が指しているものというの、
0:30:49	第 98 条の 2 の(1)の発電第二課長であったか。
0:30:55	(3)で言えば、技術第二課長。
0:31:03	そうですね括弧ようんでいえば安全管理第二課長野辺リーダーといった記載がありますので、そういった、
0:31:10	課長をさしていただく課長というふうになんて記載させていただいております、
0:31:17	確かにこの所老部にですね、
0:31:22	別事保管高に安全管理第二課長が、
0:31:27	原子炉容器上部ふたを保管するといった条文は、追加に、
0:31:31	なります。ただ、なるんですけども、各課長としてはもうすでに安全管理第二課長は、
0:31:38	他の
0:31:40	括弧の 4 であつたりということが入っておりますので、その各課長の中の細かい趣旨といったところは、PULiMSでは変わってないものとなっております。以上です。
0:31:54	原子力規制庁の秋山です。ちょっと私が、
0:31:57	確認を求めたところの、
0:31:59	範囲をちょっと明確に申し上げますと、今回、①で書かれている内容においても、処理と保管が分けられているかと思えます。
0:32:11	で、先ほど安全管理第二課長はすでに書かれているとご説明いただきましたが、
0:32:18	この範囲は、保管に関する範囲だと思っております。その面でいうと、①の保管のところすでに書かれている。
0:32:26	という意味では、おっしゃる通りかと思えます。他方、処理という観点でいうと、
0:32:35	処理はそれぞれ意味合いはあるかと思えますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:38	発電第二課長、安全管理第二課長が従前処理を行っていて、それに加えて、今回、辻保管庫のところで、
0:32:48	汚染の広がりの防止という観点で補修第二課長が追加となる。
0:32:53	と認識していたんですけどもちょっとこの認識に差異があるかどうかのご説明いただければと思います。
0:33:02	伊勢電力サノでございます。大変失礼いたしました。確かに、先ほど畠山さんがおっしゃられた通りで、保修第二課長は、汚染の広がりを防止する措置といったものを追加しますので、
0:33:12	ちょっとそこを各課長のところ、申請後の処理フローの方で、各課長の方に、
0:33:19	わかるように保守第二課長が追加となったっていうのわかるように、変更させていただきたいと思います。
0:33:29	はい原子力規制庁の畠山です。衛藤。
0:33:32	今お話ししたように、変更前後の比較というのが、わかるように、作っていただきたいというのが趣旨でしたので、そういった意味では、まずこの処理というところの各課長とは何ぞやというところで、
0:33:45	変更前後がわかるように作り、修正いただければと思います。加えてですが、今回の申請、第1編で言うところの98条の2の第4項、
0:34:00	これは、
0:34:03	管理上の注意事項を掲示するという、
0:34:06	業務でございますけども、
0:34:08	ここはこれまで安全管理第二課長が、貯蔵庫のの月暑い場所に行くということになってましたが今回SGを看護が追加されることによって、
0:34:21	こういった業務が追加されているということ。
0:34:24	をかながみますと、こういうふうな、
0:34:27	98条の2で求められているところに変更があるのであれば、あわせて、変更前後がわかるように、フローの中に落とし込んでいただければと思います。
0:34:39	こちらからは以上です。大丈夫ですか。
0:34:42	九州電力の佐野です。
0:34:44	最初、当時ですねこのフローを作った時には廃棄物の処理の流れといった形を示すためにですね、
0:34:53	作成させていただきましたので、そういった何ていうんすかね。発生して、運搬して、長羽生保管して、所外に運搬するといった、
0:35:02	流れだけをちょっと記載させていただいていたんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:06	今回確かに変更する同文っていうのは固体廃棄物の管理といった条文で、管理がどのように変わるのか、そういったところを、
0:35:13	明記すべきと考えますので、そういった点も含めて修正させていただきたいと思います。以上です。
0:35:28	29日ハタケヤマ少々お待ちください。
0:36:23	原子炉規制庁の畠山です。今回、ちょっと続けてまた質問させていただきます。
0:36:31	今回、
0:36:34	申請の中として、
0:36:37	今回SGF間この共用化と保管対象物の変更に伴う変更と別に、運用の変更に伴う変更というものをちょっと、
0:36:46	出されているかと思います。
0:36:51	具体的に今回説明されているのが、SG保管庫の共用化と保管対象物の変更に合わせて、SG保管庫内の廃棄物管理、管理区域の設定し、
0:37:02	等の行為者を、
0:37:04	12号の、
0:37:09	失礼しました。
0:37:11	月次保管庫内の廃棄物管理、あとは、設定等の行為者を、12号の課長から34号の課長へ、変更を追加するというのがまず挙げられているかと思います。
0:37:25	ここの部分というのはちょっと具体的にどういったところを指すのかというちょっとそもそも申請の理由の部分を確認をしたいのですが、
0:37:36	今回作っていただいております処理フロー、60ページで申し上げるところ、
0:37:43	この60ページで申し上げるところで、
0:37:46	今回辻井ほか34512号共用としたと思いますが、それとは別に、従前、
0:37:56	貯蔵庫がABと、今回、
0:37:59	本陳情では、
0:38:01	出されておりますけども、このAからBの方に流れる。
0:38:05	運搬であったり線量確認のところの、
0:38:10	担当職員を変更するという形にしているかと思います。ここの変更理由のところ、
0:38:17	今お話しした運用の変更に伴う変更なのか、それとも別の理由で変更しているのかちょっとここの、
0:38:25	変更の理由と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:27	ここの実際の本っていうのを、
0:38:30	変更前後が一致しているのかどうかという観点で来、
0:38:33	ここをご説明いただければと思います。
0:38:41	フェイス電力のその九州電力さんのうち
0:38:45	先ほどご指摘いただきましたページ 60 ページの
0:38:49	この固体廃棄物貯蔵庫間の移動については、
0:38:54	下水道観光、
0:38:57	のお答え器物の管理といったものが、
0:39:01	34 号炉のカトウになりまして、そういった、
0:39:06	発電所で発生する三、四号炉、発電所で発生する廃棄物、
0:39:12	の保管状況の確認といったものが、
0:39:16	この 34 号炉の課長になってしまいますので、
0:39:19	それに合わせて、風廃棄物全体として運用見直して固体廃棄物貯蔵庫から固体廃棄物貯蔵庫、家の運搬、診療確認をする行為者といったものを、
0:39:33	34 号の課長に変更しております。
0:39:37	以上です。
0:39:41	原子炉規制庁の畠山です。趣旨としては、これまでは貯蔵庫とか、そういうふうな廃棄物の管理者で共用部分になっているものについては、
0:39:51	共用であっても、運搬とかは、12 号の担当課長である設備管理課長であつたり、廃措置安全課長が担っていたが、今回 SG 保管庫も共用されるということで、
0:40:03	共用されるという
0:40:07	変更内容に伴って、34 号共用の、
0:40:11	部分というものは、その共用する課長はもう 34 号の課長である。
0:40:16	補修第二課長であつたり、安全管理第二課長で、
0:40:20	貯蔵庫も S 字保管庫も統一した方が合理的であろうと、判断して修正されたということですね今回の変更に伴って、ちょっと、
0:40:29	理解が合ってるかどうかちょっと確認させてください。
0:40:34	電力様でございます。その通りでございます。以上です。
0:40:43	社長お待ちください。
0:42:12	規制庁大塚です。
0:42:15	衛藤。
0:42:16	先ほどのお話しいですと、申請書の変更の理由のところ、(2)の運用の変更に伴う、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:24	変更の記載で、蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、
0:42:30	管理区域設定等の行為者を、12号炉の課長から34号炉の課長へ変更または追加するという、
0:42:38	記載になってまして、蒸気発生器保管庫内のっていうふうに言った上で、記載が続いているので、
0:42:48	ちょっと村長同行の、
0:42:51	運搬の件については、なかなか読みにくい文章になっているっていう印象なので、その記載ぶりについては、申請書の方とあと審査資料の方、
0:43:02	ちょっと皆おしいを検討してください。
0:43:08	以上です。
0:43:13	九州電力佐野です。
0:43:15	先ほどご確認いただきました点なんですけども、確かに、C、
0:43:20	現状申請のところには、ちょっと等で広く、
0:43:25	含まれる形で申請させていただきたいんで、いただいたんですけども、明確にわかるように、記載の方検討させていただきたいと思います。以上です。
0:43:36	規制庁大塚です。承知しました。
0:43:52	規制庁大塚です。
0:43:55	続いてのコメントなんですけども、
0:43:57	資料2の、
0:44:00	60ページのフローズーでお話したいと思うんですけども、
0:44:04	こちらの、まず申請前のところなんですけど、こちらでは初めに、
0:44:11	保管する場合と、貯蔵を移動する場合の、
0:44:16	両方の運搬で、廃止措置安全課長が線量等確認を行うことになって、
0:44:24	一方で、申請後では、初めに保管する場合は、廃止措置安全課長が、
0:44:31	また、貯蔵庫を移動する場合は、安全管理第二課長が線量等を確認を行うことに、
0:44:38	なっております。
0:44:40	フロー上の表現は、こういうことなんですけども、
0:44:44	一方で、保安規定の方ですね。
0:44:48	第2編の、
0:44:50	第29条の2第6項、
0:44:54	のところの記載を見ていただくと、
0:45:00	廃止措置安全課長及び、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:02	安全管理第二課長はっていうふうに、
0:45:05	記載がありまして、書き分けを行って、
0:45:09	でなく、ここだけ見るとですね明確に読めないような記載になっているんですけど、
0:45:15	この保安規定の書き方の考え方についてなんですけど、
0:45:21	本規定の読み方としては、
0:45:24	ここは書き分けてない理由としては、
0:45:26	最初に第 5 条の保安に関する職務のところ、
0:45:32	廃止措置安全課長は、
0:45:35	12 号に係る業務。
0:45:37	安全管理第二課長は、
0:45:39	34 号、括弧 12 号共用施設含む。
0:45:44	の業務。
0:45:45	いうふうに、職務が明確にされているので、
0:45:48	この 29 条の 2 では、
0:45:51	特段書き分けをしていないという、
0:45:54	整理でよろしかったでしょうか。
0:46:01	すいませんちょっとお待ちください。
0:46:44	すいませんもう少しお待ちせしました九州電力の佐野です。
0:46:47	ちょっと、
0:46:48	ご確認内容の回答になってるのかわからないんですけども、こちらで、申し訳ありません。第 20、第 2 編の第 29 条の 2 の、
0:46:58	6 項、こちらで廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、
0:47:04	というふうに記載させて、
0:47:07	いただいている理由としましては、
0:47:09	資料、
0:47:11	2 の 60 ページなんですけども、
0:47:16	12 号で、
0:47:19	廃棄物が発生して、
0:47:21	最後の方廃棄物との
0:47:23	に行くときには、挨拶安全課長が線量と確認を行う。
0:47:27	で、そのあとの、
0:47:29	所内の運搬時においては、安全管理第二課長が、資料等の確認を行う、そのために、行為、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:39	第 6 項の方で、2 人の行為者というものを記載させていただいております。
0:47:46	以上です。
0:47:50	規制庁大塚です。
0:47:53	衛藤。
0:47:54	変更後のフローですと、
0:47:56	とは磯知安全課長と、
0:47:59	安全管理第二課長については、
0:48:02	それぞれ、
0:48:04	やることは全量と確認なんですけど、やる場面が違うわけ。
0:48:10	そうした場合に、保安規定の 29 条の、
0:48:19	いいですかね、の記載だけを見ると、及びでつないでいるだけなので、どちらがどの場面で線量確認をするのかが読めないんですけども、この 29 条の 2 だけを見ると、
0:48:32	それは、
0:48:33	保安規定の第 5 条の方で、それぞれの職務について明確に記載しているから、特に 29 条の 2 の方では書き分けなくてもわかるという、
0:48:44	整理で、
0:48:45	書き分けてないんでしょうか。
0:48:56	すいません少々お待ちください。
0:48:58	規制庁大塚です。承知しました。
0:52:15	すいません私言いました九州電力佐渡でございます。先ほどご指摘があった件なんですけども、やはり、
0:52:21	ファン規定っていうのは、
0:52:22	細かい手順までを定めるのではなくて、いろいろな声がありましてそういった大枠を定めているものでして、そちらの、
0:52:32	何ていうんすかね
0:52:34	資料 3、資料 2 の、
0:52:36	P60 で言う
0:52:38	それ申請後の処理フローの黒字の挨拶安全課長使うのか赤字の
0:52:44	安全管理第二課長を使うのか、そちらについてはですね社内の下位規定、下位文書の方で、
0:52:51	規定等を検討し、していきたいというふうに考えております。
0:52:56	以上です。
0:53:02	規制庁大塚です。承知しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:06	ちょっと別の米
0:53:09	へと第 5 条の、
0:53:12	保安規定第 5 条の、
0:53:15	保安に関する職務のところの、
0:53:18	(28)。
0:53:20	安全会議管理、第二課長の記載の中で、
0:53:25	3、3 号炉及び 4 号炉、括弧 1 号炉及び 2 号炉との共用施設を含む、
0:53:32	というふうに書かれてるんですけども、括弧書きの 1 号炉及び 2 号炉との共用施設を含むという記載については、
0:53:41	共用施設というのは、
0:53:43	発電所内のすべての共用施設、
0:53:46	を意味しているのか。
0:53:47	それとも発電所内の共用施設のうちの一部を示しているのか、どちらでしょうか。
0:53:52	教えてください。
0:53:58	すいません少々お待ちください。
0:54:01	規制庁大塚です。
0:56:16	九州電力佐野でございます先ほどご確認をいただきました第 5 条の、
0:56:23	(28)の安全管理第二課長のところの 12 号及び、
0:56:27	1 号炉及び 2 号炉との、
0:56:30	共用施設を含むのこちらの期さの範囲についてはちょっと、
0:56:35	確認させていただいて別途、
0:56:37	回答させていただきたいというふうに思います。以上です。規制庁大塚です。そうしました。
0:56:44	あとすいません一つ前のコメントのところで、下部規定の記載を見直す。
0:56:50	という。
0:56:51	その回答いただいたんですけど、
0:56:56	それだけじゃなくてまずはですね保安規定の第 5 条の保安に関する職務のところ、それぞれの課長の職務を明確にする必要が、
0:57:06	ありますので、
0:57:09	この 5 条のほうで明確にすることを前提で、下部規定のほうの記載を見直してください。
0:57:18	以上です。
0:57:22	すいません規制庁、西内ですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:26	まずちょっと確認したいのは、今まず明確にすでになっていると思っているから、さっき下部規定でちゃんと定めますっていうことを説明しようとしていたって理解をすればいいですかね。そこを確認したいんですけど。
0:57:40	さっきの回答だけを聞くとですね。
0:57:43	29条の2の第6項は、及びで単純につないでいるだけで、それぞれの課長がどんな場面で、何をやるかっていうのが、もうこれだけだと明確に読めない。
0:57:53	ただそこら辺の職務内容っていうのを下部規定でしっかり定めますっていう回答だけだったので、その2人の課長の職務内容が明確にならなくてもいいんだ、保安規定上は、
0:58:04	ていうような回答にもちょっと聞こえたんですけど、それは、まず第五条のさっき確認をした12号、34号、34号加古教諭を含むとか、そういう話でまず明確になっているから、
0:58:15	だから下部規定で、ちゃんとその具体的な場面とかは規定をしていきたいと考えているっていうそういう理解をすればいいんですかね。
0:58:30	少々お待ちください。
0:58:51	吉田草野です。先ほど岩井。
0:58:55	確認事項については、明確にはなっていないんですけどもちょっとどの、どのどのようにどこを使って、どのように明確になっているのか、そちらについては、
0:59:05	確認して再度ご回答させていただきたいというふうに考えております。以上です。
0:59:13	規制庁西内ですけど、ちょっとすみません申請書等フローを読んで、何か私はこう理解したっていうちょっと話だけしたいんですけど。
0:59:23	それでイエスかノーかで、今回答えるんだって欲しいんですけど。
0:59:30	今保安規定の第5条の職務内容だと、廃止措置安全課長の
0:59:38	すみません廃止措置安全課長の職務内容は、12号炉に係るものって書いてありますよねと。
0:59:46	で、安全管理第二課長の職務は、34号に係るもので括弧書きで12号との共用を含む、この共用の範囲はさっき大塚の方からちょっと確認するように確認は、コメントはしてますけども、
1:00:00	345(1)にご含むとされていると。
1:00:03	で、それをこの申請後の処理フロー60ページの審査資料の60ページの申請後の処理フローに当てはめると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:11	この一番左上の 1、四角 1 の処理っていうところと、次の矢印ですよね。四角 3 四角 4 こちら辺の範囲は、廃止措置安全課長の範疇であると、12 号部分なのでと。
1:00:25	ただ、このAって書いてる答え廃棄物貯蔵庫とSG保管庫に行くと、これ 34 号設備、12 号との共用ですけど、になるので、ここ以降の話は、
1:00:36	さっきの 5 条の職務内容に照らすと、345(1)2 号を含むとしている安全管理に課長の職務内容になる。
1:00:45	ということが、まず 5 条の職務内容で、この廃止措置安全課長と安全管理第二課長の関係性がまず明確にしているっていうのが前提になって
1:00:56	いるので、だからこそこの 29 条の 2 の第 6 項では別に及びでつないでいたとしても保安規定上職務内容はちゃんと整理ができています。
1:01:04	だからこのフロー図の関係性は、下部規定に明確に定めようとしています。
1:01:10	という流れと理解をしてるんですけど、ちょっとその事実関係に間違いがあれば、今説明して欲しいんですけど。
1:01:18	今間違え、今の節確認で間違いがあるかどうかも含めてちょっと確認したいということですか。
1:01:30	すみませんちょっとお待ちください。
1:01:57	九州電力佐野です。先ほど西井さんの言われた理解でいいと思うんですけども、
1:02:01	ちょっと社内で確認させていただけたらと思います以上です。
1:02:08	はい。規制庁西内です。違う。
1:02:13	認識で合っんで。
1:02:16	違う認識で説明してもらえばいいんですけど、少なくとも保安規定審査基準にも書いている通りですね。
1:02:22	職務内容、各職位の職務内容を定めるっていうことは我々も求めていて、それがあやふやな状態で定められているっていうのは多分、
1:02:30	おおよそ審査基準に適合しているとは言えないと思いますので、その観点での今我々確認をしていたということで理解をいただいて、その上で今私が言ったような、
1:02:41	感覚なのかどうかっていうのをちゃんと説明をさせていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:47	その際には先ほど大塚が言った共用っていうものは何か全部なのか、それとも一部なのか、っていうのも含めてそこは説明をしっかりと欲しいと思いますよろしくお願いします。
1:03:04	ヨシダカサノです。はい、了解しました。
1:03:08	規制庁ニシウチです少々お待ちください。
1:03:59	はい。衛藤規制庁ニシウチです。
1:04:02	衛藤。
1:04:04	とりあえずこのやりとりですねコメントのナンバー11と12については、今日の時点ではこれでこちらからの確認は以上です。あとすみません最後にあれですがNo.13のコメントがありますとかね。
1:04:16	これは何か説明、何かこれは資料の通りでしょうかね何か説明そちらから特段ありますか。
1:04:24	九州電力佐野でございますこちらNo.13については、回答の記載の通りとなっております。以上です。
1:04:31	はい。規制庁西内です承知しました最後スケジュールまとめて、一番最後に確認できればと思いますので何かあればそのタイミングでお話をします。
1:04:41	今日の確認はここまでにしたいと思いますが、今日ちょっとやりとりしたことで、残っていることをホワイトボードとしてちょっと確認をしたいんですけど。
1:04:53	どうしますか画面共有して何か読み上げていただくような形にしますと、もう事で読み上げられますか。
1:05:01	画面共有をしたいと考えておりますのでちょっと準備に、ちょっと12分程度いただけたらなと思います。
1:05:09	はい。規制庁西内です。準備できましたらお声掛け願います。
1:06:26	九州電力さんのです準備ができましたので画面のきょうつかべの方を共有させていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:06:34	はい、規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:06:54	それでは、
1:06:56	確認事項のナンバー14から、
1:06:59	ご説明させていただきたいと思います。草間です。規制庁西です。すみません、画面共有が来てないようですけど、今かけられてます。
1:07:13	申し訳ありません。
1:07:17	はい、西内です。すみません規制庁ニシウチです確認できました。
1:07:23	そしたら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:26	1 個ずつちょっと読み上げる形で全部通して読み上げてもらってもいいですか。そのあたり最後まとめて確認何かあれば、確認させてください。
1:07:37	九州電力様でございます。
1:07:39	ナンバー14 から読み上げさせていただきます。
1:07:44	こちらについては、
1:07:48	この規定の、
1:07:50	申請、今回申請にあたっての第 2 編の第 29 条の 2 において、植木常務サトウ。
1:07:57	合っており、頭がついていない箇所があるので、
1:08:00	案対象別は何なのか、イトウがついてるのが、
1:08:05	正しいのかどうかついてないのかな、のが正しいのかっていうのを、再度正確に検討したいと思います。
1:08:12	この 1 ナンバー15 になります。
1:08:17	こちら、
1:08:18	オオタテ固体廃棄物、原子炉容器のオールスターの運搬にあたって、
1:08:23	区域内で文化を行う場合は本規定上の男女を適用して行うのかっていうのを、
1:08:30	ご説明させていただきたいと思います。
1:08:33	コメントNo.16 ですが、
1:08:38	廃棄物、今まで処理のフローの観点でまとめていましたので廃棄物の管理も含めて、
1:08:44	変更となる変更前後で、変更となる場所というのは明確になるように、フロー図を変更させていただきたいと思います。
1:08:53	続きまして、No.17 になります。
1:08:58	こちらについては、この理由の方がちょっと等で、
1:09:02	広く書いていましたので、変更理由の方を変更させて、申請書における変更の理由について、
1:09:09	ちょっと県北井について検討したいと考えております。
1:09:14	最後、
1:09:15	コメントNo.18 になりますが、すいません確認の 18 になりますが、
1:09:26	御社について、この規定第 5 条、
1:09:30	は、すべてのんで、大変申し訳ありません。本規定第 5 条の(28)に記載のある 12 号及び 2 号炉との共用施設というのはすべての共用施設を指しているのか。
1:09:40	ことについて確認するとともに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:43	第 5 条において職務が明確になることを前提に、第 29 条の 2 の高齢者、
1:09:49	ウノが開ける必要がないのか、どのような整理になっているのかといったものを、
1:09:54	再度確認させていただきたいと思います。
1:09:57	イドとなります。
1:10:00	規制庁西内です少々お待ちください。
1:12:13	規制庁西内ですけど、ちょっと最後の
1:12:17	18 番のところだけですね、後半のところですけど、
1:12:21	ちょっと趣旨をちゃんととらえているかの確認だけなんですけど、後段の方ですね、第 5 条において以降の話ですね。
1:12:30	この確認はあくまで今回、
1:12:34	資料の 2 の 60 ページとか 59 ページで、説明してもらった処理フローがあると思うんですけど、
1:12:41	この処理フロー上の例えば、その廃止措置安全課長とその安全管理第二課長の関係ですよ。
1:12:47	が、
1:12:48	明確に役割分担はされてると思うんですけどこの処理フロー上だと、その役割分担職員内容っていうものが保安規定上ちゃんと明確になっているのか。
1:12:58	という観点での確認でした。
1:13:01	で、
1:13:02	さっきこちらが理解し、そう考え、理解したっていうことをお伝えしたつもりですけど、それはババハタして第 5 条で明確にしているっていう説明なのか。
1:13:12	もしくは 29 条の 2 で十分明確化されているって説明なのか、もしくは、それ以外の条文とかの関係で明確にしてるって説明なのか、そこを、九州電力としての説明をしてくださっていうことを伝えたいつもりです。
1:13:25	なので別に 5 条において明確になっていることを前提に書き分け必要がないか検討する確認することっていうコメントではなくて、
1:13:33	あくまでこの処理フロー上で表現されているような、職員内容、役割分担ということが保安規定上ちゃんと
1:13:41	明確に規定されているのか、要は保安規定上で、その役割分担が読めない何か責任範囲が不明確なことになっていないかという確認とと思っていただければと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:52	趣旨は、共通認識とれていると思ってよろしいですか。
1:13:58	九州電力さんの大変失礼いたしました確かにほぼ第5条というふうにちょっと明確に書いてしまったんですけど保安規定の中で、職務が、
1:14:06	フロー図に示されている職務が明確になっていることっていうのを、説明させていただきたいと思います。以上です。
1:14:14	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:14:18	こちらからの確認はこれくらいですね。
1:14:22	よければ、スケジュール的な話に移りますけどよろしいですか。
1:14:31	九州電力佐野です。はい。スケジュールの方よろしくお願いします。
1:14:35	規制庁西内です。
1:14:37	スケジュールですけど、
1:14:41	一応認可時期のご希望とかも7月くらいでいただいていると思っていて、それを踏まえてもうちょっと審査会合の予定とかもありますので、
1:14:52	今日出したコメントについては、
1:14:56	基本的には来週の月曜日くらいにはちょっと回答はしっかりいただきたいなあとは思っています。
1:15:04	で、それに当たってですけど、
1:15:09	少なくとも今言ったような18番とかは、
1:15:13	ちょっとそもそものそちらの保安規定の読み方とかに関する内容なので、それがそもそも回答来ないと、そもそも何も我々審査ができないって形になってしまうので、
1:15:24	そういったところはちょっと優先度は高めにしてもらってですね。
1:15:29	というかあれですね今日はそういう意味では優先度を高めんな確認事項だけを抽出してお伝えしてるので、ちょっとこの部分についてを出した確認事項についてはちょっと来週月曜日には何らかの回答をしっかりいただきたいとは思っていますが、
1:15:45	よろしいでしょうか。何かありますか九州電力側の方から。
1:15:59	九州電力佐野です。はい。月曜日に
1:16:02	確認内容、回答できるように、
1:16:06	したいと思います。以上です。
1:16:08	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。他に規制庁側からスケジュール含め全体通して。
1:16:14	何かありますかセキセキ調査官よろしいですか。
1:16:20	規制庁の関です。進め方について西内の言った通り資料等についてはお願いします。それで、ちょっと今日私、ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:31	やりとり聞いてて、
1:16:33	なんですけれども、今日事実確認してることは基本的には事業者の方で、
1:16:41	現状フローでやられていること、或いは今後やられようとしていることを私たちはしっかり理解した上で、
1:16:51	それが
1:16:54	現状も保安、
1:16:56	規定、それから下部規定の関係でどうやったらきちんと、
1:17:00	いよいよめているのかな。
1:17:04	保安規定本体であれば、目ある程度明確になっているのかな。それがきちんと下部規定の関係はどうかかなということを確認しているという。
1:17:16	位置付けの紙、やりとりがほとんどだったと思います。それで、ちょっとその中でやはり、ちょっと今日、質問を持ち帰りしてる件数が結構多いのがちょっと気になっていて、
1:17:28	やはりそこで、ある程度自分のところで、どういうふうに呼んでるかという話だと思いますのでそのところは、
1:17:40	事業者としてもしっかりちょっと確認。
1:17:43	をしていただいた上でですねちょっとヒアリングに臨んでいただけないと。
1:17:48	ちょっと時間がくっちゃ。
1:17:52	時間ばかりが過ぎていって、ちょっとかみ合わないまま審査会合に進んでいったりであるとか、
1:18:00	今後、
1:18:01	許認可に向けたスケジュールに、
1:18:06	を考えた上で遅延の要因になると思いますので、ちょっとそのところは、
1:18:13	ご担当の方でも少し後に、
1:18:17	確認した上でちょっとヒアリングなり審査会合に臨んでいただきたいというふうに考えてますのでよろしく申し上げます私からは以上です。
1:18:34	九州電力の金子です。セキ町さんからの
1:18:40	コメントにつきましてははですぬちょっとこちらの方でしっかり受けとめましてですね、ちょっとこちら保安規定をどうやって、どうい
1:18:52	し、変更を保安規定でどういうふうに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:55	表現してるかっちゅうのをしっかり押さえてですね、次のヒアリングや臨みたいと思います。どうもありがとうございました。
1:19:02	はい規制庁セキズよろしくお願ひします以上です。
1:19:07	規制庁西内ですけど、規制庁側他よろしいですかね。九州電力側全体通してよろしいですか。
1:19:20	九州電力の佐野です。
1:19:21	九州電力の方からはありません。以上です。はい。規制庁西内ですそれでは今日のヒアリングはここで、ここまでにしたいと思います。ありがとうございました。
1:19:33	ありがとうございました。ヨシダの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。